

## 1. リフォーム全般について

Q1-1：平成29年度の移住促進リフォーム補助制度と変わった点はありますか？

A1-1：平成29年度の補助内容等と変更になった点は下記のとおりです。

- ① 対象者を、以下の（１）、（２）へ変更しました。
  - （１）市外で継続して1年以上居住の実績があり、市外から、平成30年8月1日以降（補助金の実績報告提出時まで）に市内へ住民登録を移す予定のある人、住民登録を移された人。
  - （２）（１）の方と同一世帯となる予定の市民
- ② 工事の請負業者は、市内市外を問いません。
- ③ 「地域経済活性加算」を設け、市内に本社を有する法人又は市内に住所を有する個人事業主が請負業者となり工事を行なう場合、補助金に10万円を加算します。
- ④ 申請受付期間は平成30年8月20日（月）から平成31年1月25日（金）までとなります。（土・日・祝日・庁舎閉庁日を除きます。）
- ⑤ 工事完了期限・実績報告提出期限が平成31年3月29日となります。
- ⑥ その他詳細は商工労政課までお問い合わせください。

### 平成29年度と同様に注意いただく点

- ① 工事業者（個人）やその家族が所有・居住する住宅等のリフォーム工事を、その業者（個人）自身が行う場合は補助の対象となりません。（別の業者に依頼する場合は補助の対象となります）

Q1-2：補助金がもらえるのは先着順ですか？

A1-2：先着順となります。申請受付期間を平成30年8月20日から平成31年1月25日までとしていますが、予算枠に達する、または予算枠を超えるおそれのある場合は、申請受付期間の終了を待たずに、受付を終了します。

Q1-3：平成29年度までの近江八幡市のリフォーム補助を受けていた場合、今年の申請はできますか？

A1-3：平成21年度から平成29年度までの当市リフォーム補助制度を利用された方（同一世帯の方を含む）は、補助の対象外となります。

Q1-4：「平成30年度近江八幡市地域経済活性化リフォーム促進事業」との重複申請は可能ですか？

A1-4：重複申請はできません。

## 近江八幡市移住促進住宅リフォーム補助事業Q&A

Q1-5：過去に補助を受けていますが満額ではありませんでした。差額分の申請は可能ですか？

A1-5：一度でも補助金交付を受けておられる方及び住宅は再度の補助対象とはなりません。

## 2. 申請者（補助対象者）について

Q2-1：申請者（補助対象者）は誰になりますか？

A2-1：申請者（補助対象者）は、以下の2つの区分のいずれかに当てはまり、居住する予定である、または、居住している市内の補助対象住宅の改修をされる方となります。

- ① 市外で継続して1年以上居住の実績があり、平成30年8月1日以降（補助金の実績報告提出時まで）に市内へ住民登録を移す予定のある人、住民登録を移された人
- ② ①の方と同一世帯となる予定の市民

※ほか、補助年度終了後、補助対象住宅に5年以上居住すること、国民健康保険料等について、交付申請日現在滞納していない方など、満たさなければならない要件があります。詳しくは要綱をご覧ください。

Q2-2：近江八幡市民は補助の対象者となりますか？

A2-2：要件を満たす場合、対象となることができます。なお、補助の対象者は、A2-1の通りとなります。

Q2-3：補助の申請期間中に近江八幡市内の住宅を購入し、市外から引っ越してきた。この場合、申請することができますか？

A2-3：申請可能です。補助年度内に（補助金の実績報告提出時まで）に近江八幡市へ住民登録を移す予定のある方も補助の対象となります。

申請時に当市への住民登録を終えられていない場合、申請書類には現住所地の住民票等を提出ください。

また、実績報告提出時には、当市への住民登録を終えられた住民票等も併せて提出ください。

Q2-4：親が所有する実家のリフォーム工事を親に代わって子が行う場合、実家に住んでいない子が申請者となることはできますか？

A2-4：A2-1の要件を満たすほかに、申請者は、住宅の所有者またはその家族（所有者が亡くなっている場合は相続人・相続予定人）、もしくは所有者に承諾を得た借り手となります。

申請時に対象住宅へ居住されていることを条件とはしていませんが、補助年度内に（補助金の実績報告提出時まで）に生活の本拠として対象住宅へ入居し、住所登録を市外から移されるのであれば、子は申請者となることができます。

Q2-5：住宅の所有者が高齢の親であり、平成30年10月に転入し、現在同一世帯として居住している子は、申請者となることができますか？

A2-5：A2-1の要件を満たすほかに、申請者は、住宅の所有者またはその家族（所有者が亡くなっている場合は相続人・相続予定人）、もしくは所有者に承諾を得た借り手となります。

この場合、子は、同一住所地に居住していて、かつ住宅の所有者の家族であることから、申請者となることができます。

Q2-6：「市外に継続して1年以上居住の実績がある」、というのはどのような意味ですか？

A2-6：「平成30年度に本市へ住民登録を行うまでに」、本市以外での居住期間が「継続して1年以上」あることを指します。なお、居住期間の確認のために、前住所地の住民票の除票もしくは世帯全員分の戸籍附票の提出を求めることがあります。居住期間については、様々な場合が考えられますので、商工労政課までご相談ください。

（居住期間の参考例）○…条件を満たす例      ×…条件を満たせない例

○ 本市への移住前に1市（町村）で1年以上居住している。

・H28.4初～H30.8末までA市で居住 ⇒ H30.9本市へ移住（または移住予定）

○ 本市への移住前に複数の市（町村）にて合算で1年以上居住している。

・H28.4初～H28.6末までA市で居住 ⇒ H28.7初～H30.8末までB市で居住 ⇒ H30.9本市へ移住

× 本市への移住前に複数の市（町村）で合算では、1年以上居住しているが、いったん本市へ住民登録を移している期間があり継続して1年以上となっていない。

・H28.4～H29.6末までA市で居住 ⇒ H29.7～H29.12末まで本市で居住 ⇒ H30.1～H30.8末までB市で居住 ⇒ H30.9本市へ移住

### 3. 補助対象住宅について

Q3-1：対象住宅を教えてください。

A3-1：対象住宅とは、近江八幡市内に登録されており、補助対象者がリフォーム後も生活の本拠とされる以下の住宅です。

- 1、申請者又はその家族が所有している住宅
- 2、住宅所有者が亡くなられた相続物件
- 3、所有者の承諾を得た賃借住宅（公営住宅は不可）

Q3-2：事務所や店舗等のリフォーム工事も補助の対象となりますか？

A3-2：事務所や店舗等のリフォーム工事は補助の対象となりません。店舗併用住宅等の場合、住宅部分のリフォーム工事は補助の対象となります。

Q3-3：別荘は補助対象になりますか？

A3-3：対象となりません。申請者及びその家族が生活の本拠として居住する必要があります。

Q3-4：対象住宅の構造に制限はありますか？

A3-4：住宅の構造（木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造など）や建て方（一戸建て、長屋建て、共同住宅）は問いません。また、分譲マンションも補助の対象となります。

Q3-5：補助を受けようとする住宅が共有名義の場合、誰が申請をすればよいですか？

A3-5：補助対象者の要件を満たすことが前提となりますが、共有名義の場合の申請者は、名義人の中でこのリフォーム補助金を受けようとする住宅に、居住の予定がある、または、現に居住している方であればどなたでも構いません。ただし、補助金の交付は申請者に対して行います。

Q3-6：敷地の中に複数所有する住宅があり、それぞれリフォーム工事を行う予定があるので、1棟ごとに申請できますか？

A3-6：補助対象者の要件を満たすことが前提となりますが、住宅の所有者が同一であり、また、分筆されておらず住所地が同じである場合は、申請できません。

Q3-7：自分が経営する賃貸マンションや賃貸アパートのリフォーム工事は、補助対象となりますか？

A3-7：対象住宅を生活の本拠としている申請者がリフォーム工事をする場合を補助対象としていますので、不動産経営物件等（アパート等）の経済物件は補助対象外となります。ただし、補助対象者の要件を満たす経営者が、自ら居住する部分のリフォームを行う場合は、補助対象となります。

**Q3-8：申請者が所有する住宅と同一敷地内にある付属建築物（離れ、車庫等）がある場合、付属建築物のリフォーム工事は対象となりますか？**

A3-8：申請者が所有する居室がある付属建築物（離れ）は、補助対象となります。また、居室の無い付属建築物を改修して居室を設け、生活の本拠とする工事も補助対象となります。

逆に、車庫や倉庫等の居室の無い付属建築物は補助対象となりません。

**Q3-9：倉庫や蔵のリフォーム工事は対象になりますか？**

A3-9：居室の無い付属建築物については補助の対象とはなりませんが、居住用の建物として使用する目的でリフォーム工事を行う場合は対象となる場合がありますので、商工労政課までご相談ください。

## 4. 補助対象工事について

Q4-1：補助対象工事について教えてください。

A4-1：「長寿命化等良好な住宅ストック形成につながる工事等」が補助対象工事となります。補助対象工事にも様々な分野・種類がありますので、対象・非対象別に記載した「住宅リフォーム補助事業対象早見表（移住促進住宅リフォーム用）」をご覧ください。

Q4-2：設計料は補助対象経費に含むことはできますか？

A4-2：できません。

Q4-3：すでにリフォーム工事を始めていたり、すでに完了している場合も補助を受けられますか？

A4-3：補助は受けられません。工事前に申請し、補助金交付決定を受ける必要があります。

Q4-4：住宅を取り壊したいのですが、取り壊しも補助対象となりますか？

A4-4：取り壊し工事のみは補助対象になりません。ただし、リフォームに伴う取り壊し工事は補助対象となります。

Q4-5：トイレ、洗面所、浴室、台所等の増設は補助対象となりますか？

A4-5：増設も補助対象となります。ただし建築確認を要しない10㎡以下の増設に限ります。

Q4-6：太陽光発電設備は補助対象となりますか？

A4-6：太陽光発電設備自体が、この制度の目的には該当しないことから、補助対象とはなりません。

Q4-7：オール電化工事は補助対象となりますか？

A4-7：相応の電気設備工事費が発生する場合は補助対象となります。IH等設置工事のみの場合は、補助対象とはなりません。

## 5. 特例加算について

Q5-1：特例加算について教えてください。

A5-1：下記に要件に当てはまる場合、各々の特例加算を受けられます。

### 1、空き家活用加算（10万円）

⇒市内に所在する住宅で、おおむね半年以上居住実態のない住居を居住のために改修する場合（給水栓関係届出書提出の有無、上下水道の開栓・閉栓状況、料金の支払い状況等で判断します。）

### 2、長寿命化加算（10万円）

⇒昭和 56 年以前に建築・登記・課税のいずれかが行われた住宅を居住のために改修する場合（建物登記簿謄本・固定資産税名寄台帳の写し、課税証明書の写しに記載されている建築年・課税年等で判断します。）

### 3、地域経済活性化加算（10万円）

⇒市内に本社を有する法人、又は市内に住所（所在地）有する個人事業主が請負業者となり、工事を行う場合（請負業者申立書等で判断します。）

Q5-2：特例加算と基礎補助の違いは何ですか？

A5-2：基礎補助は、100万円以上の補助対象工事に対して、30万円を補助額として算定します。特例加算は、A5-1 に記載しました各要件を満たす場合、基礎補助額に対し、特例加算ごとに加算していくものです。

なお、すべての特例加算に該当する場合は、補助金額は最高60万円となります。但し、工事費が120万円未満の場合は対象工事費の1/2が補助金の上限となります。

Q5-3：特例加算に該当する場合、重複しての申請は可能ですか？

A5-3：A5-2 でも記載していますが、特例加算はいずれか一つの選択式ではなく、該当するもの全てを申請することができます。

Q5-4：各特例加算は、対象となる工事を行わなければ補助対象とならないのですか？

A5-4：A5-1 に記載の要件の通り、特例加算には対象となる工事はありませんが、このリフォーム補助事業はあくまでも補助対象工事を実施されることが交付の条件となります。「対象となる工事」については、「住宅リフォーム補助事業対象早見表（移住促進住宅リフォーム用）」をご参考ください。



近江八幡市移住促進住宅リフォーム補助事業Q&A

Q5-5: 空き家活用加算について、「空き家」かどうかの判断はどのように行いますか？

A5-5: 「上下水道の開栓・閉栓状況」等を当市において調査し、申請日以前から概ね半年間において「継続した上下水道の利用を行っているかどうか」を基に判断します。

## 6. 申請に関することについて

Q6-1：申請書を誤記入したが、二重線を引いてそのまま提出してもよいですか？

A6-1：一から書き直していただくことをお勧めしますが、誤って記入した箇所に申請する印鑑を押印（訂正印）いただくことでも可能です。修正液や修正テープ、塗りつぶす、砂消しゴム、消えるボールペン等を1箇所でも使用された場合は、申請書を含め提出書類全てにおいて利用できません。新しい用紙で初めから書き直してください。

Q6-2：複数の対象業者と契約してリフォーム工事を行う場合、合算して申請することは可能ですか？

A6-2：複数の対象業者の見積書をもとに補助対象工事費を合算して算出し、申請していただくことは可能です。

Q6-3：リフォーム工事の時期は未定ですが、とりあえず補助金の申請だけ行うことはできますか？

A6-3：補助金の交付申請には、施工業者の見積書の写しや工事予定箇所の写真等が必要となりますので、リフォーム工事の内容が具体的にない段階での申請はできません。

Q6-4：工事内容に変更・中止が生じましたが、変更・中止の申請が必要ですか？

A6-4：申請書に記載した計画内容を変更する場合は、商工労政課へご連絡下さい。変更内容について確認させていただき、必要に応じて「変更承認申請書」等の必要書類を提出していただきます。また、工事を中止した場合は、速やかに「取下申出書」の提出をお願いします。

Q6-5：補助金申請は代理人(施工業者等)が行ってもよいですか？

A6-5：申請は、施工業者等が代理で行っていただいても結構です。

Q6-6：補助金申請は郵送でもよいですか？

A6-6：申請時に提出書類の確認をするため郵送での申請は受付けていません。申請期間内に商工労政課窓口（安土町総合支所2階）へご提出ください。

Q6-7：見積書の宛名はどうすればよいですか？

A6-7：申請者の名前で見積書を出していただくよう、請負業者に依頼してください。

Q6-8：申請書類はどこで入手できますか？

A6-8：市のホームページからダウンロードできます。また、本庁総合案内、商工労政課窓口（安土町総合支所2階）にも配置してあります。

**Q6-9：申請書類への押印は認印でも大丈夫ですか？**

A6-9：認印でも構いません。ただしスタンプタイプの簡易印鑑（朱肉のいらぬタイプ）は認められません。なお、印鑑は申請時から請求時まで全て同一の印鑑となります。申請書等のコピーを取っておくなど、印鑑をお忘れにならないようご注意ください。

**Q6-10：見積書だけを後日に提出することはできますか？**

A6-10：できません。申請時の必須書類となります。

**Q6-11：申請書は土・日・祝日でも受け付けてくれますか？**

A6-11：受付できません。受付は平成30年8月20日から平成31年1月25日の平日午前8時30分～午後5時15分までとなります。（庁舎設備点検等による庁舎閉庁日についても受付できません。）

ほか、A1-2 で回答しました通り、予算枠に達する、または予算枠を超えるおそれのある場合は、申請受付期間の終了を待たずに、申請受付を終了します。

**Q6-12：補助対象工事に関する他の補助金をもらっていますが、こちら補助金も交付いただくことは可能ですか？**

A6-12：申請された工事に対して、国・県・市の住宅に関するほかの補助金との併用はできません。

**Q6-13：申請書類はどのようなものがありますか？**

A6-13：基本的な書類として、以下の書類を提出してください。

- ① 申請書類確認表
- ② 近江八幡市移住促進住宅リフォーム補助事業補助金交付申請書（別記様式第1号）
- ③ 工事見積書（請負業者の住所の記載および押印がされていること）
- ④ 補助対象工事を行う予定箇所の写真（撮影日付の入ったもの）
- ⑤ 建物登記簿謄本、または固定資産税名寄台帳もしくは課税証明書の写し
- ⑥ 近江八幡市の市税の納税証明書（申請世帯の納税義務者全員が全科目において滞納していないこと）、または非課税の場合は非課税証明書  
※移住後に同一世帯となる方全ての納税証明書（もしくは非課税証明書）が必要となります。
- ⑦ 住民票（世帯全員分の市外での1年以上の居住確認および当市への移住年月日がわかるもの、かつ世帯主・続柄の記載のあるもの）  
※住民票により市外での1年以上の居住が不明な場合は、移住を行う世帯全員分の戸籍附票

## 近江八幡市移住促進住宅リフォーム補助事業Q&A

- ⑧ 定住および個人情報の提供に関する宣誓書兼同意書（別記様式第2号）
- ⑨ 誓約書（別記様式第3号）
- ⑩ 請負業者申立書（別記様式第4号）
- ⑪ リフォーム工事承諾書（借家の場合のみ）（別記様式第5号）
- ⑫ 現在契約中の賃貸契約書の写し（借家の場合のみ）
- ⑬ 被相続人の戸籍謄本もしくは除籍謄本（相続物件の場合、相続人が記載されているもの）
- ⑭ 売買契約書の写し（新たに住宅を購入し、リフォームする場合）

上記①～⑭（⑪～⑭については、対象者のみ必要。）の書類の申請期間は平成30年8月20日から平成31年1月25日となっておりますのでご注意ください。

## 7. リフォーム工事について

Q7-1：リフォーム工事とはなんですか？

A7-1：リフォーム工事にもさまざまな定義がありますが、近江八幡市がこの「移住促進住宅リフォーム補助事業」として認めているものは、以下の長寿命化等良好な住宅ストック形成につながる工事等を指します。

- 1、住宅の修繕や補修、改修
- 2、日常生活を送る上での利便性の向上に伴う工事
- 3、耐震補強

Q7-2：補助金交付決定後に期間をおいてリフォームに着手してもいいですか？

A7-2：平成31年3月29日までに工事を完了し、同じく3月29日までに実績報告書を提出いただければ大丈夫です。期限までに工事が完了しない時や、報告書の提出がない場合は補助金の交付を取り消しますのでご注意ください。

Q7-3：追加工事が発生しましたが、変更届の提出は必要ですか？

A7-3：当初申請いただいた工事内容は変わらず、単純に追加の工事を行うだけならば変更申請書の提出は不要です。領収書の写しも、追加工事を含めた金額分での提出で構いません。

Q7-4：基礎補助のみで申請を行ったあと、一部工事を取りやめ、補助対象工事代金が110万円から95万円になりましたが、補助金交付決定が出ています。この場合、補助金は交付されますか？

A7-4：補助対象工事が100万円未満の場合、補助金は交付されません。補助金の取下申請が必要となります。

## 8. 工事が完了した後の報告や請求について

Q8-1：申請時の印鑑を忘れたがどうすればよいですか？

A8-1：窓口にお越しいただき、申請時の印影をご確認いただけます。コピー等はできませんのでご注意ください。あらかじめ申請書等のコピーを取っておくことをお勧めいたします。

Q8-2：実績報告書と請求書を誤記入したがこのまま提出してもよいですか？

A8-2：一から書き直していただくことをお勧めしますが、訂正箇所申請時の印鑑を押印（訂正印）いただくことでも可能です。

ただし、請求書の請求金額を誤記入された場合や、修正液や修正テープ、塗りつぶす、砂消しゴム、消えるボールペン等を1箇所でも使用された場合は、実績報告書や請求書を含め提出書類全てにおいて利用できません。新しい用紙で初めから書き直してください。

Q8-3：工事が完了し、実績報告書を提出したいが、いつまでに提出すればよいですか？

A8-3：工事完了後、基本的な書類として、以下の書類を提出してください。

- ① 補助金実績報告書（様式第9号）
  - ② 工事代金領収書の写し（支払いを証明する書類の写し）
- ※工事代金に変更があった場合には、工事内容の詳細が分かる請求書等が別途必要。
- ③ リフォーム工事後の写真（撮影日が記載されているもの）
  - ④ リフォーム工事完了証明書（別記様式第10号）（業者による記載）
  - ⑤ 補助金交付請求書（様式第13号）
  - ⑥ 振込口座の通帳等の写し
  - ⑦ 工事完了確認書（別記様式第11号）（借家・共同住宅等のリフォームの場合）
  - ⑧ 住民票（補助対象住宅に生活の本拠を移す予定にある者として申請を行った場合のみ必要。当市へ住民登録を移した世帯員全員分が必要。）

また、実績報告等 上記①～⑧（⑦・⑧については、対象者のみ必要。）の書類の提出期限は平成31年3月29日となっておりますが、おおむね工事完了後1か月以内に提出してください。

Q8-4：補助金を銀行振込でなく現金でもらいたいが可能ですか？

A8-4：補助金の交付は銀行振込のみとなります。

Q8-5：申請者以外の者の口座に補助金を振り込むことはできますか？

A8-5：できません。補助金の申請者と請求者は同一人であることが原則です。ただし、やむを得ない事情等が生じた場合については、速やかに商工労政課までご連絡をお願いいたします。

## 近江八幡市移住促進住宅リフォーム補助事業Q&A

**Q8-6：ゆうちょ銀行の口座に補助金を振り込むことはできますか？**

A8-6：申請者名義のゆうちょ銀行口座への振り込みは可能です。

なお、振り込み先がゆうちょ銀行の場合、通帳記載の8桁の口座番号をそのまま記入いただいても補助金の振り込みができません。お手数ですが、ゆうちょ銀行の窓口にお訊ねいただくか、又はインターネット等で銀行振込用の3桁＋7桁（支店コード＋口座番号）の番号に変換した上で、請求書に記入して下さい。

**Q8-7：ネットバンクの口座に補助金を振り込むことはできますか？**

A8-7：申請者名義の各ネットバンク口座への振り込みは可能です。

**Q8-8：領収書の写しの代わりに金融機関で振振込を行なった際に発行される振込通知書の写しでも構いませんか？**

A8-8：振込通知書の写しでも構いません。ただし、振込先、金額がはっきりと印字されているものに限りです。

**Q8-9：工事の完了前に申請者が亡くなってしまったが、補助金はもらえますか？**

A8-9：交付決定を受けた後、申請どおりの工事が完了され、補助対象建物に申請者の相続予定人等が居住するなど、補助要件を満たせば補助金は変更申請者に交付することができます。この場合、申請者の変更に伴う「変更承認申請書」の速やかな提出が必要です。

**Q8-10：リフォーム工事中に、申請者が市外（内）へ転出（転居）することになりました。補助金はもらえますか？**

A8-10：申請後、交付確定を行うまでの間に市外（内）へ転出（転居）される場合は特別な事情がない限り、補助金の交付を受けることはできません。また、連絡もなく補助金交付後にその旨が判明した場合は、補助金の返還請求を行う場合がありますのでご注意ください。

**Q8-11：補助金の実績報告書や請求書は郵送でもよいですか？**

A8-11：実績報告や請求時に提出いただいている書類との整合性について確認・聞き取り調査を行うため郵送での申込みは受付けていません。受付期間内に商工労政課窓口（安土町総合支所2階）へご提出ください。

**Q8-12：施工業者や天候等の都合で平成31年3月29日に工事が完了できなくなりそうですが、補助金は交付していただけますか？**

A8-12：交付できません。平成31年3月29日までに工事を完了する必要があります。

**Q8-13：補助金を受けてから、業者への支払いを行いたいので、事前に実績報告を提出してもいいですか？**

A8-13：領収書の写しなど、工事代金の支払いが行われたことが確認できる書類がなければ、補助金の交付はできません。（請求書の写しのみでは不可。）

必ず実績報告書の提出を行うまでに、支払いを終え、領収書などを受け取ってください。

**Q8-14：補助金はいつ振り込まれますか？**

A8-14：請求書を提出いただいてから、大凡1～2か月を目安としております。提出書類の誤記入や審査時に疑義が生じた場合、また、内容の変更があった場合にはさらに時間がかかります。振込予定日が確定したのち、申請者には「振込通知書」を送付しますので、ご確認ください。

**Q8-15：「特定増改築等住宅借入金等特別控除」の取り扱いはどうなるのですか？**

A8-15：「特定増改築等住宅借入金等特別控除」を受けられる方は、税務署で確定申告が必要になります。詳しくは近江八幡税務署（0748-33-3141）へお問い合わせください。



## 9. 請負業者について

Q9-1：請負業者の要件はありますか？

A9-1：この補助制度における施工業者は市内・市外の施工業者を問いません。

Q9-2：下請負業者は市外になるが、元請負業者が市内なので補助金はもらえますか？

A9-2：この場合、補助金は交付されます。また、市内に本社を有する法人、または市内に住所を有する個人事業主が元請負業者となるため、特例加算（地域経済活性加算）の対象となります。

Q9-3：請負業者申立書は申請者が記入するのですか？

A9-3：請負業者申立書は元請業者の方に記入していただいでください。

Q9-4：自分の経営する会社を利用し、自らの住宅を改修することは可能ですか？

A9-4：この事業の趣旨は市内の経済活性化について目的としています。個人の自営業者が自らの住宅を改修することはできません。なお、別の施工業者に発注してリフォーム工事を行う場合は補助の対象となります。

また、法人企業の代表者が自らの自宅を改修することについては、可としますが、その場合は、自社の見積書と合わせて、もう1社の見積書を提出して下さい。

Q9-5：市内の対象業者で施工を予定し、申請を行い補助金交付決定通知書を受け取ったが、その後、金額の安かった市外の業者に変更し工事を完了させた。この場合はどうなりますか？

A9-5：この場合、補助の対象ではありますが、市外の業者に依頼し工事を完了されておりますので特例加算（地域経済活性加算）の対象外となり、その分の補助金は減額されます。この場合は、速やかに商工労政課までご連絡をいただくとともに、「変更承認申請書」の提出をお願いいたします。

Q9-6：どの業者に頼んでいいかわからない。市役所で業者を紹介してもらえないか？

A9-6：市では特定の業者を紹介することはできません。申し訳ありませんが、電話帳やインターネットでお調べいただくか、市内の建築組合等にお問合せください。

Q9-7：請負業者に対しての調査はするのですか？

A9-7：住所等を確認するほか、必要に応じて現地調査を実施する予定です。